

平成17年度予算要求・要望の主な事項等

所管省庁名 厚生労働省

(単位:百万円)

特殊法人等名	平成16年度 当初予算額 (増減)	平成17年度 要求・要望額 (増減)	内訳	平成17年度要求・要望の主な事項
(特)社会福祉・医療事業団 (独)福祉医療機構 (15.10.1設立)	<予算> 40,113 (6,572)	45,213 (5,100)	5,126 (46)	独立行政法人福祉医療機構の行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金 <増要因> 16年度の交付金は、15年度において行った人勧に基づく人件費の減額分を当該年度で減額せず16年度に繰越すこととして交付金額を設定。(全独法共通) 17年度要求額はこのような前年度からの繰越しがないことから、その分増額となっている。
			15,676 (627)	社会福祉事業施設整備等の貸付事業を行うための借入金等に係る利子の一部に対する利子補給金 <増要因> ・繰上償還による貸付金利息収入の減少によるものである。 ・福祉貸付事業における事業枠の増加等によるものである。
			24,410 (4,426)	社会福祉施設職員等の退職手当共済事業を行うために要する経費に対する給付費補助金 <増要因> 給付予定人員の増に伴うものである。

平成17年度予算要求・要望の主な事項等

所管省庁名 厚生労働省

(単位:百万円)

特殊法人等名	平成16年度 当初予算額 (増減)	平成17年度 要求・要望額 (増減)	内訳	平成17年度要求・要望の主な事項	
(特)社会福祉・医療事業団 (独)福祉医療機構 (15.10.1設立)	事業規模				
	貸付契約	709,700 (61,000)	743,000 (33,300)	一般勘定 482,200 (28,400) 年担勘定 260,800 (4,900)	福祉医療貸付事業 社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の貸付けを行う。 <増要因> 民間社会福祉事業施設等に係る資金需要の増及び民間医療関係施設等の資金需要の増によるものである。
	資金交付	687,700 (39,600)	756,300 (68,600)	一般勘定 495,500 (63,700) 年担勘定 260,800 (4,900)	
財政投融资規模	398,900 (15,600)	444,900 (46,000)	一般勘定 403,100 (56,400) 年担勘定 41,800 (10,400)	福祉医療貸付事業 上記資金交付のための財源の一部 <増要因> 事業枠の増加によるものである。	
				年金担保貸付事業 上記資金交付のための財源の一部 <減要因> 自己資金による貸付の増	

独立行政法人福祉医療機構の事業概要及び財源構成

業 務 概 要	勘定区分	財 源
<p>福祉貸付事業 社会福祉事業施設を設置する場合等に必要な資金を融資する事業</p> <p>医療貸付事業 病院、介護老人保健施設を設置する場合等に必要な資金を融資する事業</p> <p>福祉医療経営指導事業 社会福祉事業施設の設置者、病院等の開設者等に対し、経営診断・指導を行う事業</p> <p>福祉保健医療情報サービス事業 福祉、保健、医療、介護保険に関する各種情報の提供等(通称:WAM NET)を行う事業</p>	<p>一般勘定</p>	<p>【貸付原資】 ・政府出資金 (貸付回収金) ・財政融資資金 ・財投機関債</p> <p>【事業費】 ・利子補給金</p> <p>【事務費】 ・運営費交付金</p>
<p>長寿・子育て・障害者基金事業 政府からの出資金による基金の運用益を財源として、民間の創意工夫を活かした事業に助成を行うことにより在宅福祉等の振興を図る事業</p>	<p>長寿・子育て・障害者基金勘定</p>	<p>【事業資金】 ・政府出資金</p> <p>【事業費及び事務費】 ・政府出資金運用益</p>
<p>社会福祉施設職員等退職手当共済事業 社会福祉施設の職員等が退職した場合に、退職手当金を支給する事業</p>	<p>共済勘定</p>	<p>【退職手当給付金給付資金】 ・国庫補助金 ・都道府県 ・共済契約者</p> <p>各 1/3 負担</p> <p>【事務費】 ・運営費交付金</p>
<p>心身障害者扶養保険事業 地方公共団体で実施している心身障害者扶養共済制度で、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険する事業</p>	<p>保険勘定</p>	<p>【年金給付保険金給付資金】 ・加入者の保険金(信託収益金)</p> <p>【事務費】 ・運営費交付金</p>
<p>年金担保貸付事業 厚生年金等の年金受給者に対し、年金受給権を担保にした生業資金等の小口資金を融資する事業</p>	<p>年金担保貸付勘定</p>	<p>【貸付原資】 ・貸付回収金 ・財政融資資金 ・財投機関債</p> <p>【事務費】 ・運営費交付金</p>
<p>労災年金担保貸付事業 労災年金受給者に対し、年金受給権を担保にした生業資金等の小口資金を融資する事業 労働福祉事業団より平成16年4月業務承継</p>	<p>労災年金担保貸付勘定</p>	<p>【貸付資金】 ・政府出資金 (貸付回収金)</p> <p>【事務費】 ・運営費交付金</p>

福祉医療貸付事業の概要

趣旨

福祉貸付については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付は、病院、介護老人保健施設、診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置、設備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

内容

金利は平成16年9月10日現在（財政融資資金借入金利・・・1.7%）

貸付条件

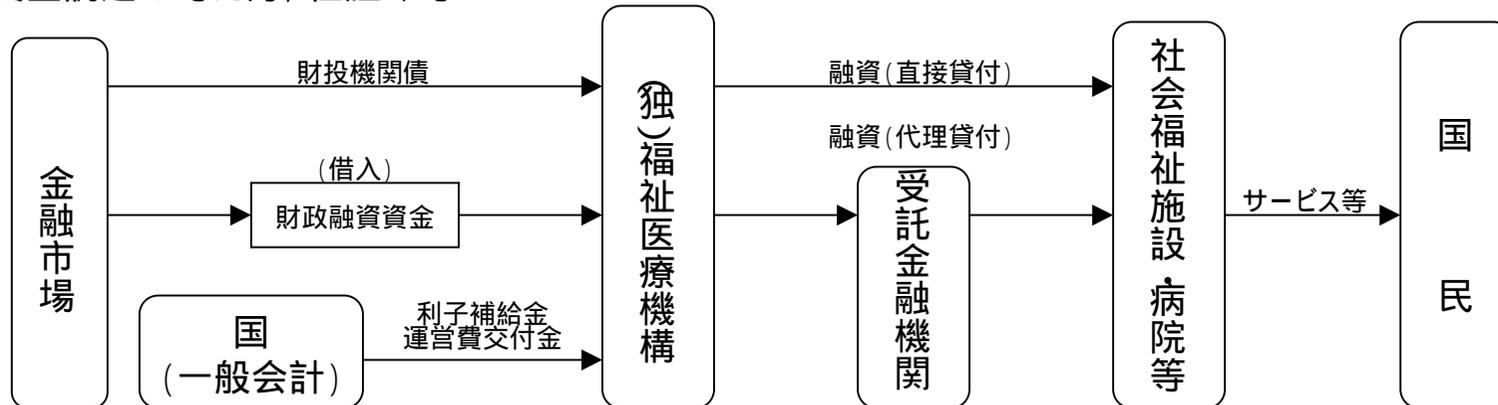
[福祉貸付事業]

- ・貸付金利・・・年1.7%～2.2%（貸付対象事業によって異なる）
- ・償還期間・・・20年以内（在宅サービス事業関係は15年以内）

[医療貸付事業]

- ・貸付金利・・・年1.7%～2.2%（貸付対象事業によって異なる）
- ・償還期間・・・25年以内

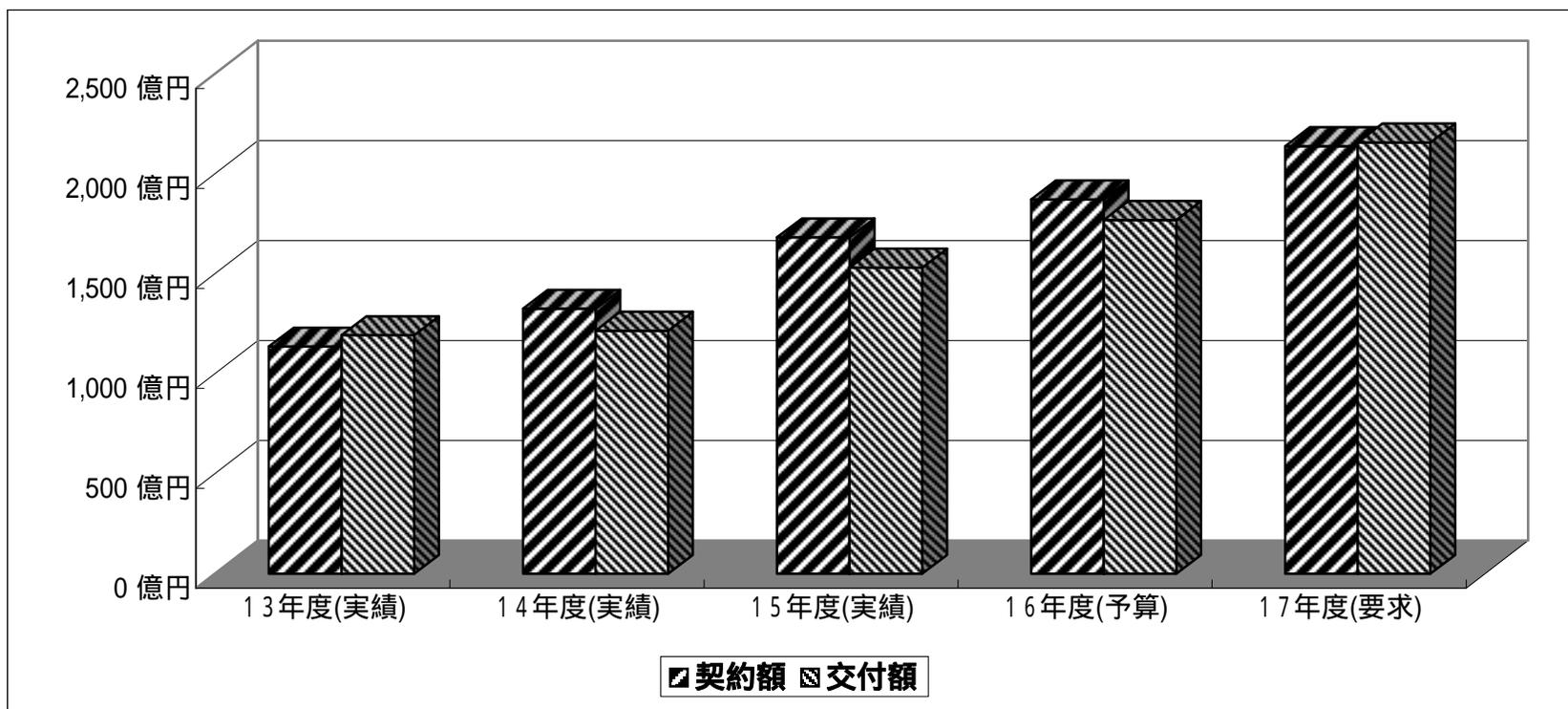
資金調達の方法、仕組み等



福祉貸付事業の推移

区分	13年度(実績)	14年度(実績)	15年度(実績)	16年度(予算)	17年度(要求)
契約額	1,137 億円	1,326 億円	1,683 億円	1,873 億円	2,139 億円
交付額	1,194 億円	1,216 億円	1,532 億円	1,770 億円	2,158 億円

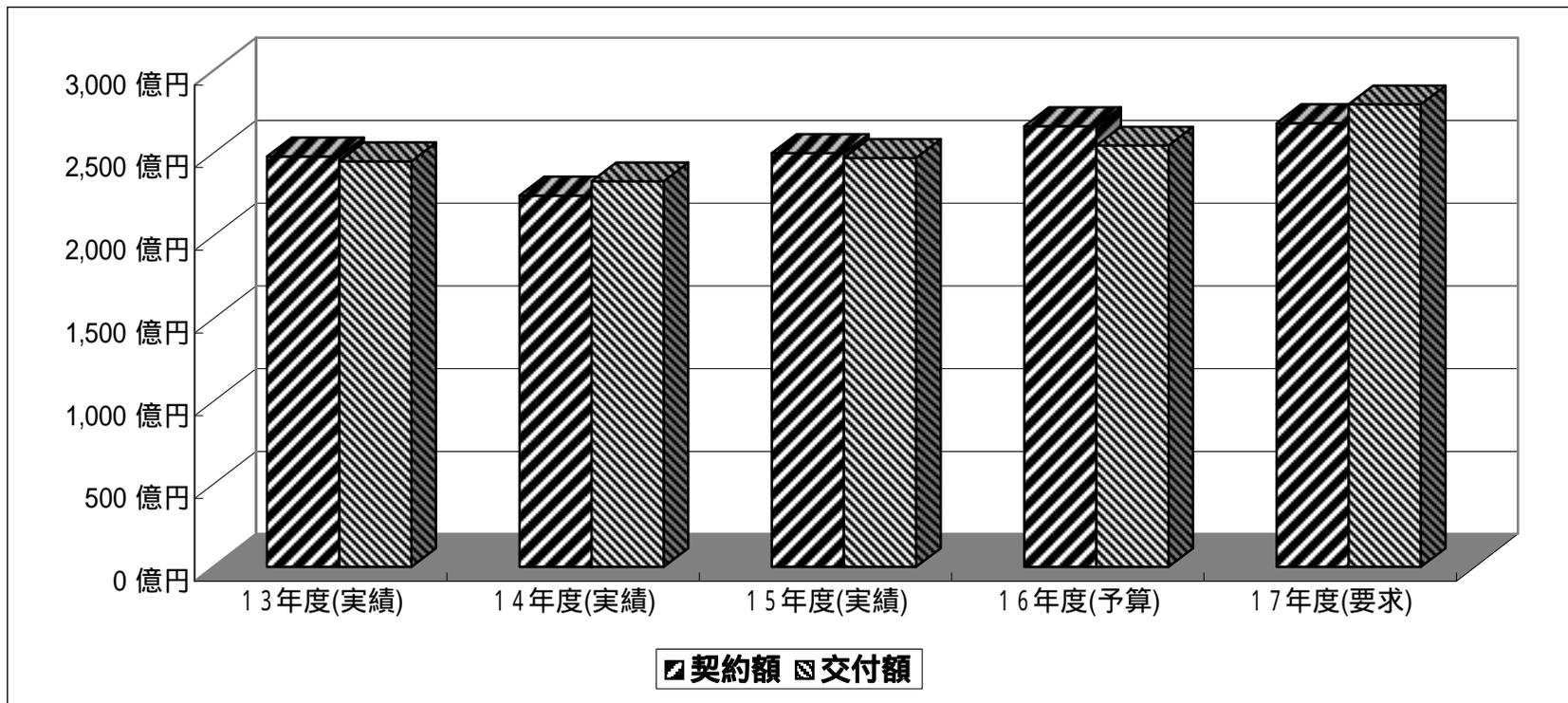
14年度までは社会福祉・医療事業団分、15年度は社会福祉・医療事業団分(上半期)と独立行政法人福祉医療機構分(下半期)の合計額を記載している。



医療貸付事業の推移

区分	13年度(実績)	14年度(実績)	15年度(実績)	16年度(予算)	17年度(要求)
契約額	2,482 億円	2,246 億円	2,503 億円	2,665 億円	2,683 億円
交付額	2,453 億円	2,332 億円	2,473 億円	2,548 億円	2,797 億円

14年度までは社会福祉・医療事業団分、15年度は社会福祉・医療事業団分(上半期)と独立行政法人福祉医療機構分(下半期)の合計額を記載している。



福祉医療貸付事業における業務運営の効率化に関する取組み

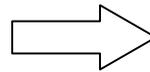
事業内容の見直しに関する取組み

- ・小規模生活単位型特別養護老人ホームへの貸付限度額の見直し
〔 現 行 〕 (基準事業費 - 法的・制度的補助金) × 融資率 90%
↓
〔17年度要求〕 (基準事業費 - 法的・制度的補助金) × 融資率 80%
- ・一般有料老人ホームへの貸付の見直し
〔 現 行 〕 融資対象 → 〔17年度〕 融資対象除外

事業費の効率化に関する取組み

- ・社会福祉事業施設への貸付条件(償還方法)の見直し

〔 現 行 〕
償還方法：元金均等償還
元 金：20年償還(据置なし)
利 息：当初2年間無利子



〔17年度要求〕
償還方法：元金均等償還
元 金：20年償還(うち据置2年以内)
利 息：無利子期間なし

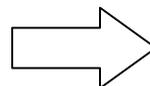


利子補給金の削減
(18年度からの2年間で5.5億円[推計]削減)

- ・償還金一部免除制度の廃止

老朽民間施設整備事業に係る貸付金のうち、一定の要件に該当するものについて
償還金の一部を免除 (免除額 = 年間償還額 × 1/3)

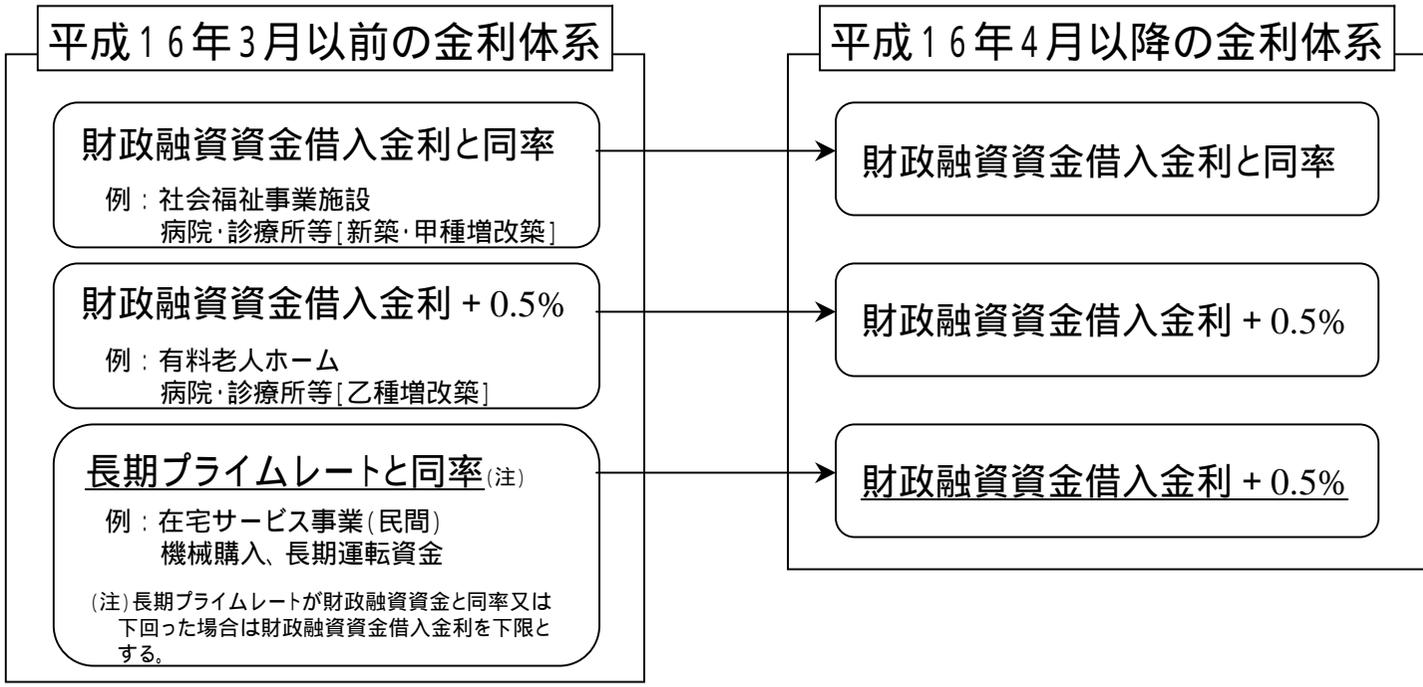
16年度予算額 1,576百万円
(利子補給金対象経費)



廃 止

自己収入の確保に関する取組み

機構が貸付けを行う際の金利については、財投金利と長期プライムレートの金利を考慮して設定していたが、貸付事業の安定的な運営を図るため、財投金利を基準として政策目的に応じた金利体系に変更



(参考) 金利推移

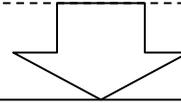
年月	16.1	16.2	16.3	16.4	16.5	16.6	16.7	16.8	16.9
財政融資資金	1.5%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	1.7%	1.9%	1.9%	1.7%
長期プライムレート	1.6%	1.6%	1.65%	1.7%	1.7%	1.9%	1.8%	1.75%	1.7%
金利差	+0.1	+0.2	+0.15	+0.1	0	+0.2	-0.1	-0.15	0

(注) 財政融資資金借入金利は償還期間20年(据置1年)の金利

協調融資制度の導入

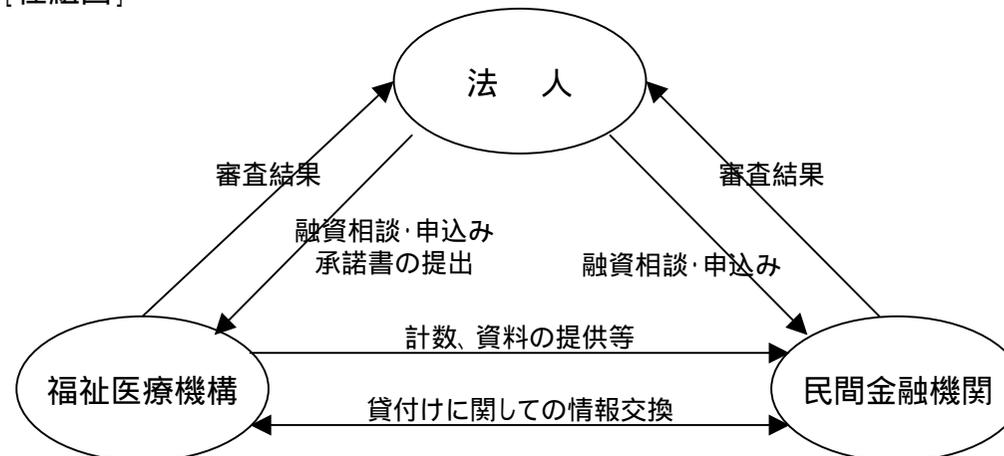
[中期目標]

民業補完の観点から、貸付対象となる事業の政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関による融資の促進等、民間資金の一層の活用を図る方策を検討し、段階的に導入すること。



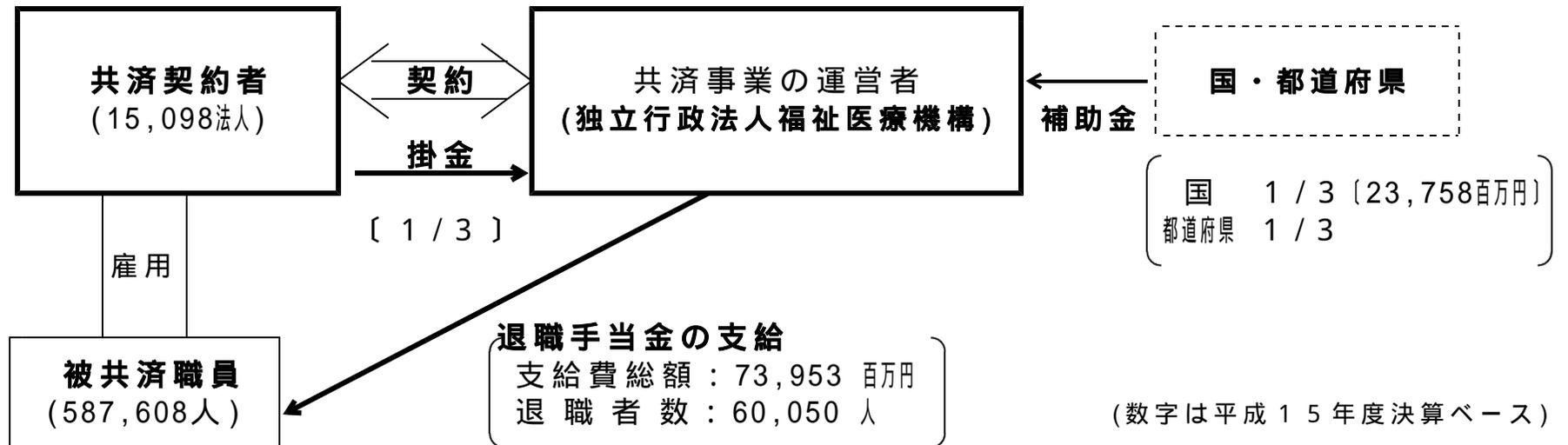
- ・ 福祉貸付において、社会福祉事業施設の整備にかかる資金需要に対応して、民間金融機関と連携して融資を行う協調融資(併せ貸し)の仕組みを導入。
(なお、医療貸付については協調融資を実施済み。)
- ・ 社会福祉法人が基本財産を担保提供する際には、機構融資を除き所轄庁(都道府県・市)の承認が必要とされているが、協調融資に関して担保提供する場合の承認の取扱いについて所轄庁承認を不要とした。

[仕組図]



社会福祉施設職員等退職手当共済事業の概要

目的 社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等の職員の退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与すること。



退職手当金の算定

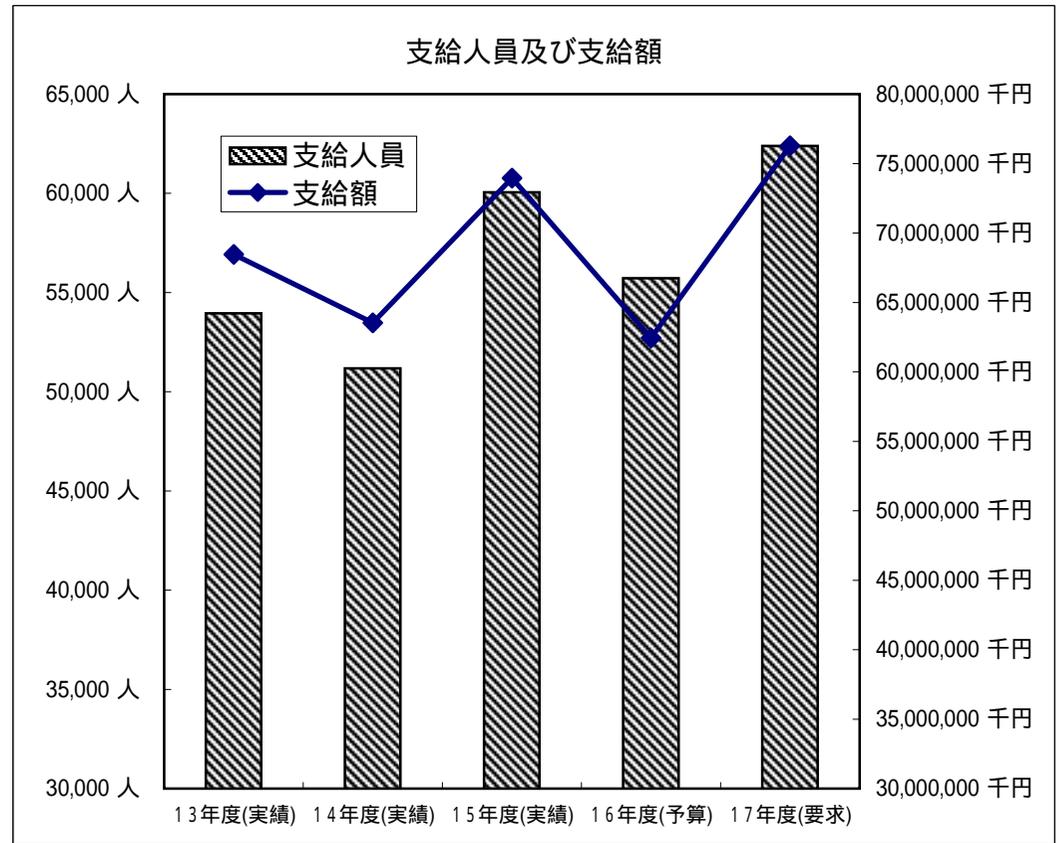
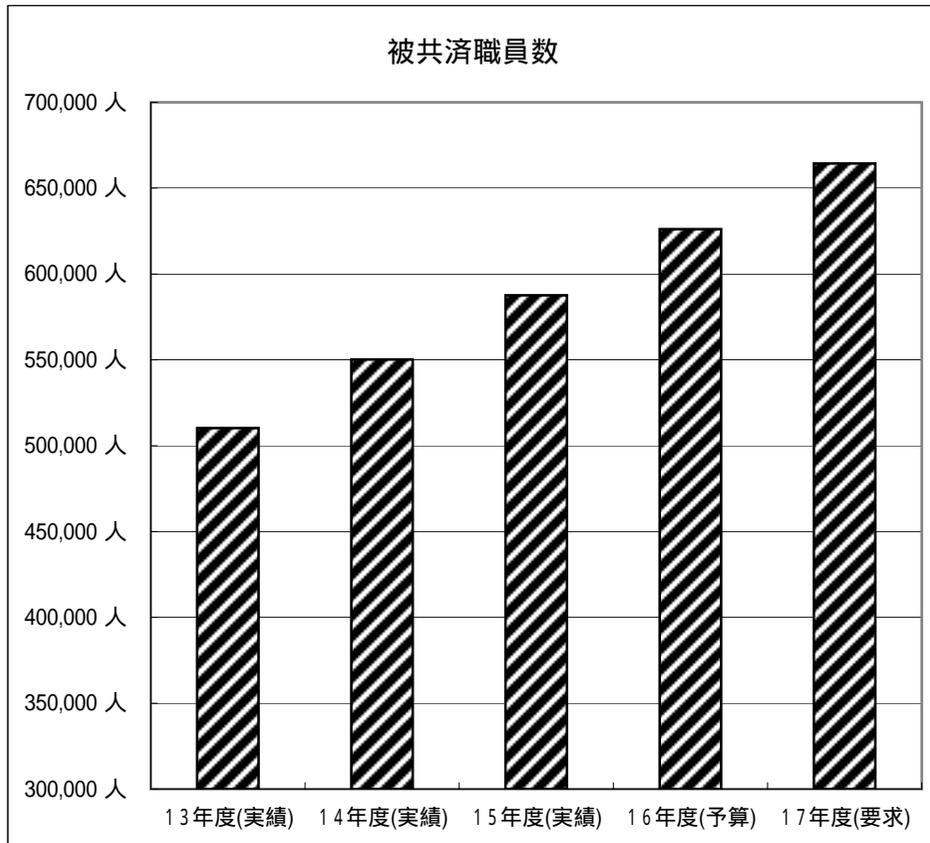
$$\text{退職手当金の額} = \text{計算基礎額(1)} \times \text{支給乗率(2)}$$

- (1) 計算基礎額・・・退職前6月の本俸月額に平均額に応じ設定
(最低62,000円、最高360,000円で20ランク)
- (2) 支給乗率・・・被共済職員期間及び退職理由に応じて定める割合

退職手当事業の推

	13年度(実績)	14年度(実績)	15年度(実績)	16年度(予算)	17年度(要求)
被共済職員数	510,264 人	550,181 人	587,608 人	626,131 人	664,424 人
支給人員	53,949 人	51,176 人	60,050 人	55,718 人	62,390 人
支給額	68,453,397 千円	63,529,934 千円	73,953,068 千円	62,449,641 千円	76,281,351 千円

14年度までは社会福祉・医療事業団分、15年度は社会福祉・医療事業団分(上半期)と独立行政法人福祉医療機構分(下半期)の合計を記載している。



社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)(抄)

【社会福祉施設退職手当共済】

平成17年を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコルフットィングの観点から、助成の在り方を見直す。

制度見直しの方向性

本年9月より、社会保障審議会福祉部会において、以下の見直しの方向性を提示して、見直しの検討を行っており、12月に部会としての意見書を取りまとめる予定。

介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業等(社会福祉事業)の職員については、介護保険における民間とのイコルフットィングの観点から公費助成を廃止する。

〔この場合、経過措置として、経営者の期待利益の保護、掛金負担の激変緩和の観点から、既加入職員については、退職時まで現在の助成を継続する。〕

なお、今後、退職手当給付費の増大や助成のあり方を見直しによる掛金負担の増加が見込まれる中、退職金をめぐる状況、その他の雇用環境の変化も踏まえつつ、経営者の掛金負担を軽減し、制度を安定的に運営していく観点から、給付水準を抑制することについても、同審議会において論点として提示し、検討を行っているところ。

年金担保貸付事業の概要

趣旨

公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的とする。

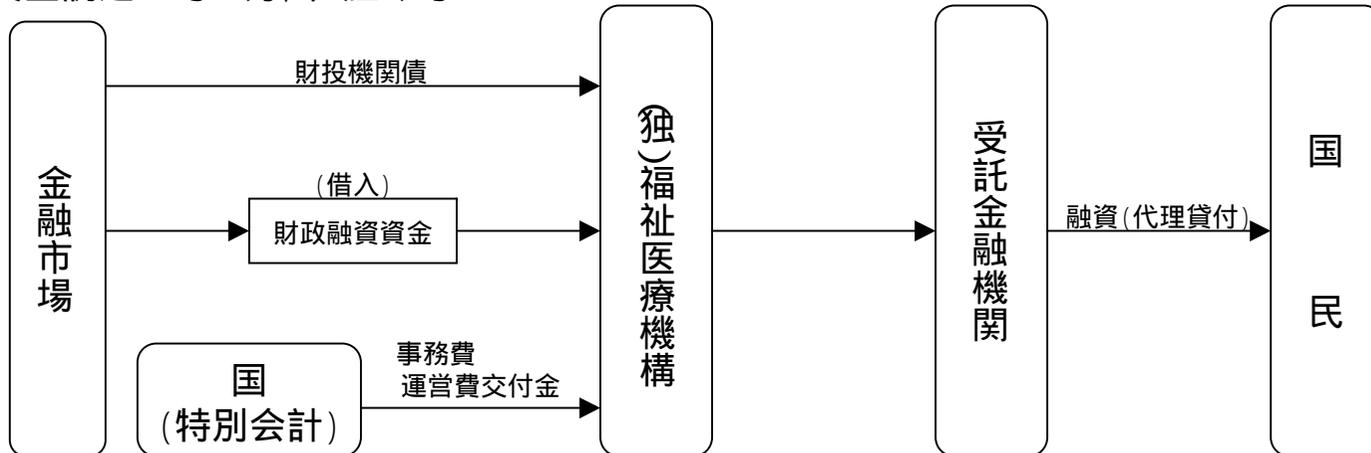
当該事業については、平成13年4月1日をもって、年金福祉事業団が解散したことに伴い、それまで年金福祉事業団が行っていた年金担保貸付事業を、平成13年4月から社会福祉・医療事業団（現：独立行政法人福祉医療機構）が行うこととなったものである。

内容

貸付条件

- ・貸付金利・・・年1.5%（平成16年9月15日現在）
- ・償還期間・・・4年以内（借入額と年金額及び償還方法により決まる。）

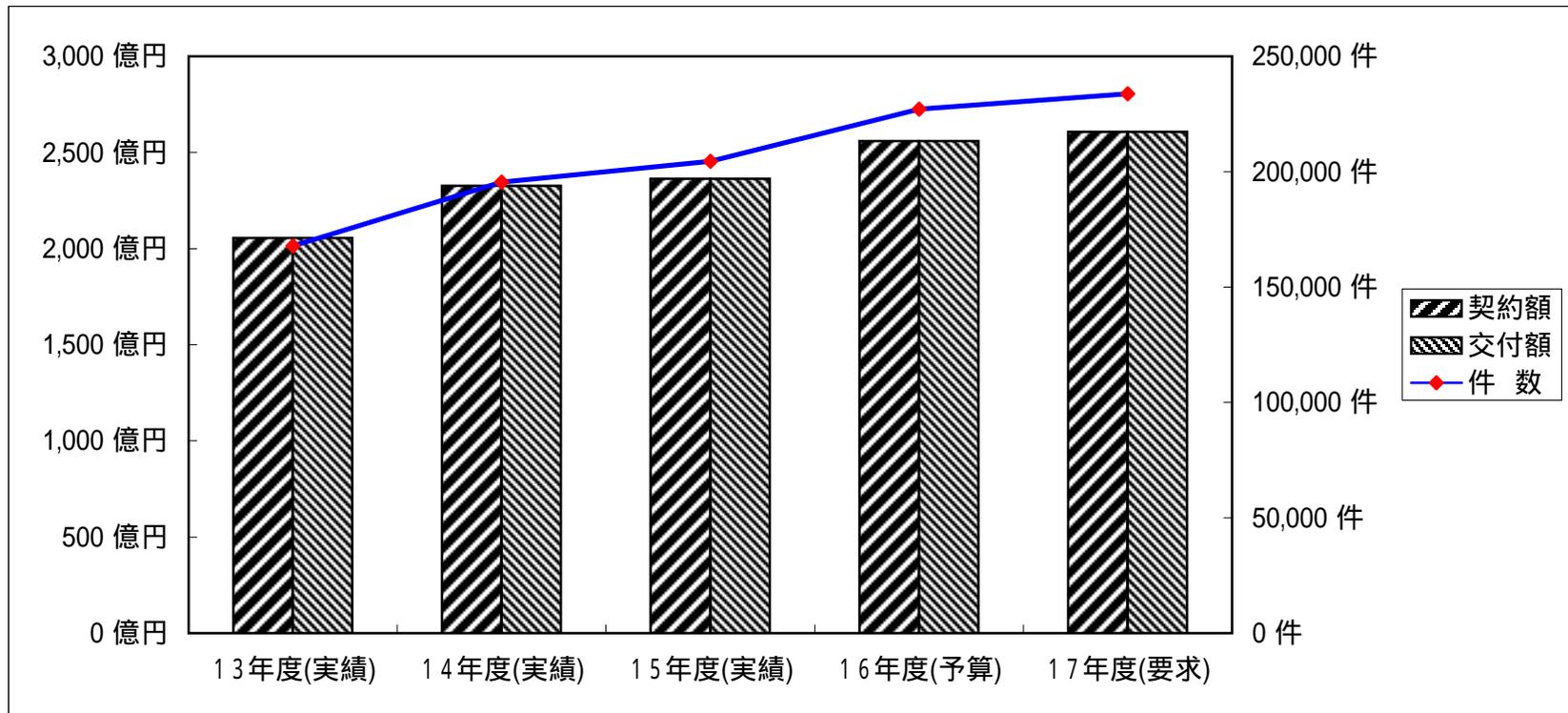
資金調達の方法、仕組み等



年金担保貸付事業の推移

区 分	13年度(実績)	14年度(実績)	15年度(実績)	16年度(予算)	17年度(要求)
契約額	2,056 億円	2,327 億円	2,364 億円	2,559 億円	2,608 億円
交付額	2,056 億円	2,327 億円	2,364 億円	2,559 億円	2,608 億円
件 数	167,773 件	195,471 件	204,540 件	227,077 件	233,751 件

14年度までは社会福祉・医療事業団分、15年度は社会福祉・医療事業団分(上半期)と独立行政法人福祉医療機構分(下半期)の合計を記載している。



運営費交付金節減の取組み

人件費

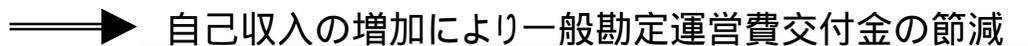
理事長
理事(理事長が指定した者)
理事(上記以外の者)
監事



俸給月額 { 10%
8%
6%
4% } 減額

福祉医療経営指導事業

集団経営指導(セミナー)に係る、会場借料及び印刷製本費等の実費相当経費については、受講料収入で賄う。



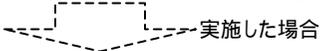
福祉保健医療情報サービス事業(通称：WAMNET)

[中期計画]

事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。



広告の掲載など収入確保のための方策を検討



自己収入の増加により一般勘定運営費交付金の節減

年金担保貸付事業

独立行政法人への移行に伴い、国で財源措置していた電算処理業務委託費及び貸倒引当金相当額を貸付金利にオンコスト。

参考 貸付金利設定のイメージ

平成15年4月～9月
(独立行政法人移行前)

受託金融機関手数料	} 上乗せ分 0.7%
債券発行関連経費	
財投借入金利	



平成15年10月～
(独立行政法人移行時)

貸倒引当金相当額	} 上乗せ分 0.8%
電算委託費	
受託金融機関手数料	
債券発行関連経費	
財投借入金利	

特殊法人等整理合理化計画の措置状況

社会福祉・医療事業団〔(独)福祉医療機構〕

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【社会福祉事業施設・病院等融資業務】</p> <p>社会福祉事業施設融資 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、平成14年度から、適切に実施する。</p> <p>病院等融資 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14年度に引当金の開示を実施。 ・ 14年度にリスク管理システムを導入。 ・ 14年度に貸付準則を改正。 ・ 短期資金について、既存施設に係る機械購入資金及び長期運転資金を廃止。 ・ 長期資金について、病床過剰地域における病床の減少を伴わない整備に係る優遇金利の廃止。 ・ 15年度に貸付準則を改正。 ・ 融資条件のうち、一部の融資対象施設について <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資率の引き下げ（助産所及び施術所 80% → 70%） ・ 融資限度の加算額の引き下げ（介護老人保健施設に係る痴呆専門棟加算 1億円 → 0.8億円） ・ 16年度に業務方法書及び貸付準則を改正。 ・ 疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設等に係る機械購入資金及び長期運転資金については、災害復旧のために必要な場合に限定。 ・ 病院の新築資金のうち、療養病床を整備するものに係る融資率の引き下げ（90% → 80%） ・ 病院の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業の対象であって、病床不足地域において療養病床を整備するものに係る融資率の引き下げ（90% → 80%） ・ 「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」による疾病予防運動施設に係る融資率の引き下げ（90% → 80%）

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【高齢者・障害者の在宅福祉事業の助成等】 基金による助成業務について、平成14年度から、国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。</p> <p>【社会福祉施設退職手当共済】 平成17年を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコルフットィングの観点から、助成の在り方を見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・14年度に国の政策目標を設定（通達を発出）。 ・事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を15年度から本格的に実施。 ・17年目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ措置予定。
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第155回国会で法案成立。15年10月に設立。